

令和5年度第1回大船渡市固定資産評価審査委員会会議記録

日 時 令和5年11月9日(木) 午後3時55分～午後5時15分
場 所 大船渡市役所応接室
出席委員 鈴木信男委員、金哲朗委員、中井孝委員
出席者(市) 瀧上市長 佐藤総務部長 山口総務課長 佐々木税務課長
古内課長補佐、金野係長

議事等内容

1 開会

2 市長挨拶

3 議事

(1) 委員長の選任について

委員長に鈴木信男委員を互選。

【鈴木委員長挨拶】

- ・コロナの影響で令和2年10月以降、委員長が不在であった。これはあってはならないことなので、事務局には、定期的を開催して委員長の不在期間がないようにお願いしたい。
- ・固定資産の異議申立て時期が納付書の発送から3月以内と決まっており、また、納付書の発送後に市民相談等においても相談件数が増える傾向にあるので、開催時期もそれを踏まえて検討してほしい。

(2) 委員長職務代理者の指定について

鈴木委員長が金哲朗委員を指定。

(3) 審査申出の状況等について

ア 令和4年度固定資産審査申出の件数について

事務局(金野係長)が審査申出件数を説明。

イ 令和5年度固定資産課税台帳の縦覧結果について

佐々木税務課長が縦覧結果を説明。

(4) 大船渡市固定資産評価審査委員会規程の改正等について

事務局(金野係長)が規定の改正等について説明。委員の承認をいただいた。

【金委員】

訓令ということだが、市長から委員会に対してという意味なのか。

【金野係長】

委員長から事務局に対してというイメージである。固定資産評価審査委員会は、行政委員会であり、独立した立場である。この規程は、あくまで固定資産評価審査委員会訓令という位置づけになる。

【金委員】

これまで告示でやってきて、ここにきて訓令とするのか。何か差しさわりが出てきたのか。

【金野係長】

特に差しさわりが出てきたという意味で変えるわけではない。

制定時は市の告示、これまでに一度改正が入っているが、その際は委員会告示というように、取扱いにばらつきがあったため、今回の押印見直しの改正に併せるかたちで、委員会訓令として整理しようとしたものである。

4 その他

【金委員】

条例第5条第2項に規定されている「提出期限」の期間はいつからのことを言うのか。

通常の行政処分であれば、処分を知った日の翌日から3か月だったと思うが、同様に理解してよいか。

【鈴木委員長】

納付書発送から3か月ということのようである。

【金委員】

不動産登記の関係で固定資産課税証明書を取得することが多いが、以前は建物の新增築の年月日が記載されていたのだが、今は記載されていない。名寄帳により確認するほかないが、以前のように記載されていれば非常にありがたい。

記載しなくなった理由は何かあるのか。

【佐々木税務課長】

システムを更新する中で、様式の改正も行っていた可能性がある。

【金委員】

特に未登記物件で古い建物については、記載しているとありがたい。

【金委員】

来年度の評価替えは、建物全棟行うのか。それともエリアを絞って行うのか。

【佐々木税務課長】

評価替えは、全棟行う。

5 閉会